

「裁判員制度」について（説明要旨）

高 木 剛

制度の趣旨

1 基本理念

広く一般の国民が「訴訟手続において裁判内容の決定に主体的、実質的に関与」できるようにするため、国民と裁判官が「責任を分担しつつ協働」する制度を導入する（「中間報告」）。

新しい制度は、法律の専門家たる裁判官と「統治主体、権利主体」たる国民とが、それぞれ固有の役割とそれに相応する責任を分担しつつ、適正な裁判を作り上げるために、相互に十分かつ適切なコミュニケーションをはかって協働するものとする（「1月30日審議の要約」）。

2 制度設計の要点

国民が参加する目的は、法律専門家である裁判官の判断を補完することではなく、「統治主体、権利主体」（「中間報告」）たる国民が自ら「主体的、実質的」（「中間報告」）に判断を下すことにある。

参加制度における裁判官の役割は、「自律性と責任感をもって参加することが求められる」（「中間報告」）国民の「主体的、実質的」（「中間報告」）な判断を援助し、その適法性を確保することにある。

かかる国民参加の意義および裁判官の果たすべき役割に鑑み、

参加する国民は、事件ごとに無作為に選ばれるものとし、その数も法律専門家たる裁判官の数の数倍とする

裁判員の主体性・自律性を貫徹するため、一定の場合に、裁判員のみで評決する仕組み（裁判員の独立評決）も備えておく

必要がある。

制度の概要

1 対象事件類型

主として法定刑の重い重大犯罪を対象とするが、その他の一定の種類の犯罪をも対象とするかどうかは、更に検討する。

自白事件も含む。

【説明】

裁判員制度は、国民が裁判内容の決定に「統治主体、権利主体」（「中間報告」）として参加する制度である。裁判員制度は、これを国民の国政（国家の裁判権の行使）への参加を具体化するものとしてとらえるべきである。それゆえ、この制度は、できる限り広く用いられることが望ましく、「法定刑の重い重大犯罪」だけでなく、少なくとも「その他の一定の種類の犯罪」をも対象とすべきである。また、量刑が問題となる「自白事件」についても対象とする。

2 参加する国民（裁判員）の選び方

個々の事件毎に、選挙人名簿を基礎とする無作為抽出方式による選任。
欠格および除斥事由を定めるほか、当事者の忌避権を認める。

【説明】

裁判員制度は「広く一般の国民」（「中間報告」）が参加すべきものである。

参加の機会均等を保障するため、裁判員の選任は、無作為抽出方式によるべきである。わが国には国民各層を網羅した選挙人名簿が完備しているので、選出母体は、これを基礎とするのが望ましい。

また無作為抽出は具体的事件について実施されなければならない。選挙人名簿からの無作為抽出後、具体的事件における召喚前に、中間的な候補者選任過程を設けるべきではない。

なお、無作為抽出方式では不公正な裁判員候補者も召集されうることから、当事者に一定の限度で忌避権を認めるべきである。無作為抽出方式と、最終的な選択に当事者が関わること（忌避権の行使）とが相まって、これらを通じて選ばれた裁判員に正統性が付与される。

召喚予定者数は、裁判員数をどう設定するかによって異なる。

3 制度適用の非選択制（辞退の不可）

裁判員制度によって審理すべき事件は法律によってこれを定める。

裁判員制度によるか否かについて、被告人の選択を認めない。

【説明】

裁判員制度は、これを主権者たる国民の国政（国家の裁判権の行使）への参加を具体化するものとしてとらえるべきである。被告人に選択権を認めないのは、裁判員制度による裁判の利益（権利）を、被告人のそれとしてよりも、参加する国民のそれとして位置付けることによる。

4 裁判員の数

裁判員の数は、国民の多様な意見を反映しうるものであること、国民が参加の機会を実質的に有すると実感しうるものであること、国民が判決内容の形成を主体的かつ自律的に担うにふさわしいものであること、などの諸要請を満たしうるものとする。

その目安として審理を担当する裁判官の数の数倍程度とする。

【説明】

裁判員の数は、裁判員制度の本質から導かれるべきである。

国民が裁判員として訴訟手続に参加するのは、法律専門家である裁判官の判断を補完するためではなく、「統治主体、権利主体」として、国民自身が判断を下すためである（「中間報告」、「1月30日審議の要約」）。

参加人数を決める上においては、次の要請が充たされなければならない。

国民の多様な意見を反映しうる数であること。一般の国民に、「その程度の数の人が集まれば、国民の多様な意見が過不足なく反映されるだろう。」と思わせるに足る数が必要である。それは裁判に正統性を与える所以でもある。

国民の誰もがその参加の権限と責務を実質的に負っていると感じる数であること。参加できる数が僅かで、参加する機会が極めて稀なものになると、「司法参加」は、みんなの権限・責務ではなく、誰かの権限・責務となる。国民一人一人が「自分にも回って来そうだ」と、参加の機会を実質的に有すると実感しうるものである必要がある。

「国民が審判をする」というにふさわしい数であること。裁判官の権限をいかなるものとして定めようとも、司法参加で、国民が判決内容の形成を主体的かつ自律的に担うという観点からは、裁判官の数より多く、それ自体として集団というにふさわしい程度のものである必要がある。

以上の視点によれば、裁判員の数は、裁判官の数の「数倍」程度とすべきである（フランス陪審制は、裁判官3人、陪審員9人である。日弁連と研究者の近時の調査で、フランス陪審制の運用実態の聴取に応じた陪審裁判を主宰する裁判長5名は、一致して、「最低9名が必要。」と述べている。また、同制度での評議の実際もこれを裏付けているとのことである）。

5 「裁判内容の決定」における「責任」・権限の「分担」のあり方

裁判員は、裁判官とともに裁判体を構成し、各自、裁判官と対等な評決権をもって、有罪・無罪の決定および刑の量定を行う。

裁判官は、次項の場合を除き、評議にかかる一切の権限を有する。

裁判官は、被告人が裁判員のみによる評議を求めたときなど一定の場合に、事実認定における評決権を有しない。

【説明】

(1) 憲法との関係

裁判員が裁判官と対等な評決権をもつことについて憲法上の問題を指摘する見解もありうる。

しかしながら、まず、裁判を受ける側の権利との関係では、憲法第32条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」として、「裁判所において裁判を受ける権利」を保障するにとどまる。ここで「裁判所」とは、「最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所」を指し（憲法第76条第1項）、「司法権」が「属する」のも、この司法機関たる「裁判所」である（憲法第76条第1項）。憲法第32条が保障するのは、司法権が属する司法機関たる「裁判所」において裁判を受ける権利である。「裁判所」で裁判を担当する職員である「裁判官」による裁判を受ける権利を保障しているのではない。そこで、「法律の定めるところにより設置する下級裁判所」につき、「法律の定めるところにより」、裁判官以外の者をその構成員とすることはもとより可能である。裁判員は「裁判所」の一員たりうるのである。その「裁判所」の裁判が憲法第32条に抵触することはない。

次に、裁判官の職権行使の独立性（憲法第76条第3項）との関係では、そもそも、それは裁判官に唯一かつ終局的な決定権限が付与されていることを意味するものではない。法律に基づき裁判官の職権行使に制約が生ずる例は現行法でも存在する（たとえば、裁判所法第4条の上級審の裁判の下級審への拘束力）。さらに合議体による裁判（裁判所法第18条、同第26条第2項）では、個々の裁判官は独立してその職権を行使するが、個々の裁判官に唯一かつ終局的な決定権限があるわけではない。要するに、職権行使の独立性は、職権そのものの無制約性・終局性まで含意するものではなく、後者について一定の限定を付したとしても直ちに前者を侵害するわけではない。

最後に、専門家たる職業裁判官に関する規定を置くにとどまる憲法（憲法第80条）が、裁判員のように素人でかつ臨時に評決権を行使する者の存在を許容しているかの点についていえば、憲法が、たとえば、最高裁判所については「その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成」すると定め（憲法第79条第1項）、「裁判官」のみでこれが構成されることを明示しながらも、下級裁判所についてはこのような定めをしていないことなどに鑑みれば、「裁判所」（下級裁判所）を憲法の規定する専門家たる職業裁判官のみが裁判を担う機関であると解すべき理由はないといえる。

(2) 事実認定と量刑の判断資料

裁判員が、有罪・無罪のほかに、量刑の判断にも加わる場合には、量刑の資料

が有罪・無罪の判断資料とならないような制度設計が必要である。

(3) 裁判員による独立評決

裁判員制度の基礎にあるのは、主権者である国民を招集し、懸案の事項について判断を下してもらおうという発想である。裁判官が評議・評決に加わるのも、国民の判断を援け、「法律の専門家」として、その適法性を保障するためである。裁判員制度においては、裁判員の評議・評決は必須であるが、裁判官の評議・評決は必ずしもそうではない。裁判官と裁判員とが「それぞれ固有の役割とそれに相応する責任を分担しつつ、適正な裁判を作り上げるために、相互に十分かつ適切なコミュニケーションをはかって協働する」（「1月30日審議の要約」）ためには、両者間で適切な権限と責任の分担が図られなければならない。法の解釈・適用について裁判員の評決権が制約されると主張されているように、事実認定について裁判官の評決権が制約されることもありうる。

そこで、たとえば、

被告人が裁判員のみによる判断を求める場合

検察官が裁判員のみによる判断を求める場合（たとえば、死刑事件など）

公務員である裁判官が関与することが相当でないと思われる事件（たとえば、政治犯罪、公務員の職務に関する犯罪、表現の自由に関する犯罪など）の場合

などには、事実認定（有罪・無罪の判断）を裁判員のみによる評決にかからせることが合理的であると考えられる（裁判員による独立評決）。この場合には、裁判官には評決権がない。裁判員による事実認定の評決結果を受けて、量刑は、裁判官と裁判員が裁断する。

裁判員による独立評決は、裁判員制度に組み込まれた仕組みの一つであり、上記に例示したような一定の要件がある場合に行われる。裁判員による独立評決は、裁判員制度によって参加した国民の「主体的、実質的」（「中間報告」）な判断をより徹底して確保しようとするものである。裁判員制度によるか否かを被告人の判断に委ねないこと（被告人の辞退を許さないこと。前述3）、すなわち、裁判内容の決定における国民の参加の権利を尊重する思想に基づき、これを実質化・実効化するために、設けられた仕組みである。

独立評決は、裁判員の主体性・独立性を貫徹する仕組みであるが、このように

端的に「国民の声を聞く」方途を設けることは、これからの日本社会における正義・規範の形成に、極めて重要な意義を有するものと考ええる。

なお、裁判官に事実認定についての評決権がないとしても、これに関する評議に裁判官が参加するか否か、参加するとしてもどのような役割を果たすかについては、さらに検討を要する。

6 裁判の「理由」

裁判員のみによる事実認定が行われたときにも、従来の判決書の形式にはこだわることなく、この制度の趣旨に適合した形式を導入して、有罪判決に理由を付すこと。

【説明】

国民が参加する制度においても、判決に理由を示すことが望ましい。

ただし、

複数の国民が参加すること

裁判員制度においては集中審理によって審理し、審理終了後ただちに判決を言い渡さなければならないこと

現行刑事訴訟法も有罪の判決理由としては、罪となるべき事実、証拠の標目、法令の適用を示せば足ると規定していること

裁判員制度においては審理内容はすべて明らかになっていること

等に鑑みると、裁判員制度における「理由」のあり方についても「従来の判決書の形式にはこだわることなく」、新しい発想でこれを考案すべきである。たとえば、裁判官が裁判員に与える説示を前提として、争点ごとに判断内容を示す制度なども考えられよう。

7 有罪判決に対する被告人の事実誤認の疑いを理由とする控訴

裁判員のみによる事実認定が行われたときにも、有罪判決に対する被告人の事実誤認の疑いを理由とする控訴を認める。

【説明】

事実問題については現在の裁判官による裁判と同様、少なくとも二度の裁判を受ける権利が保障されるべきであり、これは世界的な潮流にも合致する。

もっとも、次に述べるとおり、控訴裁判所の裁判体は職業裁判官のみによって構成されることが予想される。この構成下で控訴裁判所が第一審と同様の証拠調べを実施することは必ずしも容易でないと思われる。これらを踏まえると、控訴裁判所が、自ら最終的に事実認定をするのは相当でないといわざるをえない。したがって、控訴裁判所が、国民代表としての裁判員の実事認定を「誤認」と断定することはできず、破棄理由は、「事実誤認の疑い」とすべきである。そこで控訴理由も「事実誤認の疑い」とする。

8 有罪判決に対する被告人の事実誤認の疑いを理由とする控訴を認める場合、控訴審の性格・構造

控訴裁判所は、職業裁判官のみで構成される。

有罪評決（有罪判決）を破棄した控訴裁判所は、かならず事件を第一審裁判所に差し戻さなければならない。

ただし、無罪を言い渡すべきことが明らかな場合には、控訴裁判所は無罪を自ら判決できる。

（以上）